

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター中期目標

### <序文>

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

### <前文>

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うとされている。

さらに、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るためには、発育・発達の著しい児童生徒において、その基礎を培うことが大きな意義を有するものであり、特に学校安全については、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき策定された「学校安全の推進に関する計画」（平成24年4月27日閣議決定）を踏まえ、総合的かつ効果的に推進する等、児童生徒の健康の保持増進を図ることは、極めて重要である。

このため、センターは、次に掲げる業務を実施し、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与していく必要がある。

- (1) 国立霞ヶ丘競技場（ラグビー場）、国立代々木競技場、我が国の国際競技力向上のための研究・支援を行うハイパフォーマンスセンター（以下「HPC」という。）である国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）及びナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）並びに登山指導者の養成を行う国立登山研修所を管理・運営するとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票制度の収益による助成等を行うこと、スポーツに関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、我が国のスポーツの振興を図ること。

新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議）（以下、「新国立競技場の整備計画」という。）」等に基づき、整備プロセスの透明化を図るとともに、国民の理解を得ながら、その完成が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「大会」という。）に確実に間に合うように着実に推進すること。また、「新国立競技場の整備に係る財政負担について（平成27年12月22日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議）（以下、「新国立競技場整備に係る財政負担について」という。）に基づき、必要な財源を確保すること。

その際、「新国立競技場整備計画経緯検証委員会の検証報告書（平成27年9月24日新国立競技場整備計画経緯検証委員会）（以下、「検証委員会報告」という。）」

を踏まえ、適切な権限と責任を有するプロジェクト・マネージャーが事業全体を統括することや、専門知識を持った広報担当が適時適切に情報の開示を行うなど、必要な体制を整備すること。

- (2) 学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を行うとともに、児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うこと  
によって、児童生徒等の健康の保持増進を図ること。

以上のことを踏まえ、センターの中期目標を以下のとおりとする。

## I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

## II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 スポーツ施設の運営・提供

設置するスポーツ施設を、利用する競技者や観客等に快適かつ安全に提供することは、スポーツの振興を図っていくうえでセンターが担う重要な役割である。

スポーツ施設を高水準の施設として維持するため、センターが長年蓄積してきたスポーツターフ等の維持管理に関するノウハウを生かし、良好な状態での施設の運営に努める必要がある。

- (1) 次の施設については、トップアスリート等の活動の場及び広く国民の「みるスポーツの場」として、高水準な施設条件の維持に努め、中期目標期間の平均でそれぞれ次の施設稼働日数以上を確保する。

(国立霞ヶ丘競技場)

・ラグビー場 74日/年

(国立代々木競技場)

・第一体育館 265日/年

・第二体育館 292日/年

- (2) 施設利用者に対する定期的な満足度の調査等により把握した情報を踏まえ、必要な改善を行い、サービスの向上を図る。

### 2 国際競技力向上のための研究・支援等

スポーツ基本計画等に基づく、政策目標の達成に向けて、我が国の国際競技力向上を図るため、JISSにおいては、研究・支援事業を推進するとともに、NTCにおいては、JISSと連携し、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレ

ニングを行えるよう、高度なトレーニング環境の提供を行う。

実施に当たっては、次の措置を講じるとともに、他の強化・研究関係機関との相互の連携を進める。また、施設の利用主体である公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会との緊密な連携・協力を図るため、定期的に連絡調整の場を設けるとともに、利用者ニーズを把握するため、中央競技団体等に対するヒアリング等を実施し、効果的・効率的な事業の執行を図る。

(1) 我が国の国際競技力向上を図るため実践に資するようなスポーツ医・科学、情報に関する研究の高度化を図る。

(2) 我が国の国際競技力向上を図るため、スポーツ医・科学及び情報の各側面から総合的に支援を実施するとともに、JISS及びNTCの施設・設備を活用した効果的な支援を実施する。

(3) アスリートが国際競技大会等において良好なコンディションで競技を行えるよう、スポーツ外傷・障害及び疾病に対し、専門スタッフにより、診療・アスレティックリハビリテーション等を実施する。

(4) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

(5) 関係行政機関等からの受託事業について、当該事業目的の達成に資するよう、センターの持つ専門的能力を活用し実施する。

### 3 スポーツ振興のための助成

スポーツ振興基金、スポーツ振興投票及び競技力向上事業等による助成の実施に当たっては、制度創設の趣旨及びスポーツ基本計画等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、効果的な助成を行う。

#### (A) 助成財源の確保

(1) スポーツ振興基金については、スポーツの振興に果たす役割をより効果的なものにするため、適正な運用に留意しつつ、基金を有効に活用するための方策を検討する。また、民間からの寄附金を募る等により基金の増額に努める。

スポーツ振興くじの販売に当たっては、売上向上及び経費節減に努め、より多くの助成財源を確保する。

(2) スポーツ振興基金、スポーツ振興投票及び競技力向上事業等の制度が国民に理

解され、制度が広く社会に浸透するよう工夫を行う。

スポーツ振興くじの販売に当たっては、青少年の健全育成に配慮する観点から、適切な販売が行われるよう、定期的な調査・販売員の研修等を行う。また、特に国際大会等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、試合の指定や結果の確認等を適切に行う。

## **(B) 透明性の確保等**

(1) 助成に係る要綱等により、基準を明確にするとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票等による助成においては、外部の有識者による配分に係る審査を行う。

また、競技力向上事業による助成においては、その達成状況を含めた評価等を配分に十分反映する旨文部科学省が示した方針等を踏まえ、効果的・効率的に配分を行う。

なお、審査委員会の審議・資料・議事録を公開するとともに、助成内容・交付先等についてホームページ等により公開し、透明性の確保を図る。

(2) より効果的な助成を実施する観点から、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票等による助成においては、助成による効果を具体的に検証し、審査等に活用するとともに、助成事業の成果指標を平成25年秋までに設定する。なお、その設定にあたっては、各助成事業の特色に十分留意するものとする。

また、競技力向上事業による助成においては、その達成状況を含めた評価等を配分に十分反映する。

なお、スポーツ振興基金、スポーツ振興投票及び競技力向上事業等による助成においては、スポーツ団体等から提出される実績報告書等の内容の確認を適切に行えるよう、センターの専門的かつ十分な審査体制を整備するとともに、助成を受けた団体における対象事業の経理状況について、専門的かつ十分な体制を整備して調査を行う。

さらに、助成を受けた団体が対象事業の適正な執行を行えるよう、研修等を行う。

(3) 助成事業の申請者の利便性を考慮し、対象となる各事業の内容や受付窓口等をホームページ等により公開する。

## **4 スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務**

スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポー

ツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を実施する。

## 5 災害共済給付事業

(1) 審査機能の充実を図ることにより、公正かつ適切な給付を着実に実施する。

(2) 学校及び学校の設置者等、利用者に対しては、給付事務の円滑化及びシステムの安定的運用等により、サービス向上を図る。

## 6 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供等

スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うため、次の事業を行う。

なお、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の見直しを図る。

(1) 国内外の関係機関とのネットワークを構築し、我が国のスポーツ諸施策の効果的な推進と充実に資する国内外の情報の収集・分析・提供と研究を行う。

(2) 登山事故を未然に防止し、健全な登山の発展を図るため、高い資質を有する登山指導者の養成を行う。これらの指導者と共に安全に配慮しながら登山することを促進するとともに、指導者にはその属する組織等の構成員へ、技術・知識を伝達・指導させる。また、指導者による伝達・指導状況について調査を行い把握し、山岳遭難事故の抑止に寄与すべく、指導者養成の改善を図る。

さらに、登山者が自らの知識を向上させて登山することができるよう、安全な登山のための情報を提供する。

また、登山事故が起きた場合の被害の軽減を図るため、救助活動に従事する者が、より安全・確実に救助作業に従事するために必要な技術・知識の向上を図る研修会を行い、その研修会を通じ、消防や警察等の職域間の連携が十分に図れるよう支援する。

- ・ 登山指導者養成研修会等の開催 年間150人以上を養成
- ・ 一般登山者向け公開講座の開催 年間4,000人以上を対象
- ・ 一般登山者向け冊子の配布 年間200,000部以上を配布
- ・ 救助活動従事者養成研修会の開催 年間40人以上を養成

(3) これまでの国際大会などの開催実績から得られたノウハウ等を活用し、スポーツターの維持管理等の情報の提供を行うことにより、地域のスポーツ施設の環境整備などを支援する。

また、国際競技力の向上に係るスポーツ医・科学の研究・支援活動の成果をスポーツ事故・外傷・障害等の防止等に活用し、人々の日常のスポーツ活動に広く還元する。

- (4) 「学校安全の推進に関する計画」(平成24年4月27日閣議決定)及び「スポーツ基本計画」(平成24年3月30日文科科学大臣決定)に基づき、災害共済給付事業の実施によって得られる災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供することにより、学校における事故防止のための取組を支援する。
- (5) 国民の理解促進及び業務の透明性の確保の観点から、ホームページ等における情報発信を行うとともに、多様な媒体を通じた広報活動を実施する。  
特に新国立競技場の整備を着実に推進するため、専門知識を持った広報担当が適時適切に情報の開示を行う体制を新たに整備する等、プロセスの透明化を図りつつ国民の理解を得る。
- (6) スポーツ及び児童生徒の健康の保持増進を図る中核的専門機関として、関係機関との連携・協働及び関係機関相互の連携・協働を推進する枠組みの構築を図る。

### Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。

#### 1 経費の抑制

法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。

- (1) 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費(スポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務及び廃止される業務分等に係る経費を除く。)の合計について、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、中期目標期間の最後の事業年度において平成24年度比6%以上の削減を図ることを目標とする。

特に新国立競技場の整備等については、「新国立競技場の整備計画」及び新国立競技場整備事業の優先交渉権者から提出された技術提案書の内容を踏まえ、完成が大会に確実に間に合うよう着実に推進するとともに、事業費について適切なコストマネジメントを行い、計画を着実に実行する。

また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

なお、給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況については公表する。

(2) 業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を図る。

また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとする。随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。

さらに、入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けることはもとより、平成 27 年 11 月の会計検査院による指摘も踏まえ、契約等の手続について、適正な手続の徹底や相互牽制体制確立・内部監査強化等の再発防止策を講じるとともに、適正化の取組状況をホームページにより公表する。

特に、施設管理業務及びスポーツ振興投票業務については、「業務効率化ワーキンググループ報告書」（平成 24 年 8 月 29 日文部科学省独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会 日本スポーツ振興センター一部会業務効率化ワーキンググループ）（以下「業務効率化WG報告書」という。）に基づき、次をはじめとした効率化策を着実に実施する。

- ・ 随意契約により調達している業務のうち J I S S の栄養指導食堂の運用業務、N T C の物品管理システムの保守業務、スポーツ振興投票の事務処理支援業務について、一般競争入札に移行する。
- ・ 性質が類似する業務（J I S S の基幹ネットワーク機器等保守業務と基幹サーバ機器等保守業務等）について、包括して調達する。
- ・ スポーツ振興投票業務について、広告宣伝業務の効果の検証を第三者によるものを含めて適確に行い、その効率性・有効性を高める。
- ・ いずれの業務についても、単年度契約とするか、複数年度契約とするか契約期間を検討する。

## 2 組織及び定員配置の見直し

業務執行が効果的・効率的に行えるよう、組織体制及び定員配置を見直す。

特に新国立競技場の整備を着実に推進するため、適切な権限と責任を有するプロジェクト・マネージャーを配置し事業全体を統括させるとともに、これを支える外部専門人材を配置するなど必要な体制を整備する。

## 3 内部統制の強化

内部統制については、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）を参考にしつつ、更に充実・強化を図るものとする。

なお、情報通信技術の活用にあたっては、セキュリティの確保を図るなど、適正な

運用を行うとともに、関係機関との連携強化、情報管理体制の強化など、情報管理の徹底を図る。

また、新国立競技場の整備をはじめとする事業全体について、理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を実施するため、外部有識者が参加する運営点検会議を設置する。運営点検会議については、毎年度4回程度実施することとし、その結果を踏まえ、法人の業務運営及び内部統制の仕組みの見直しを行う。

#### **IV 財務内容の改善に関する事項**

##### **1 自己収入の確保**

運営費交付金の一層の削減及び資産の有効活用の観点から、固定公告物及び命名権の導入を実施していない施設についての導入の検討、業務効率化WG報告書に基づく施設のさらなる効率的・効果的な活用等により、自己収入の増加を図る。

##### **2 予算の効率的な執行、資金の運用及び管理**

(1) 予算の執行に当たっては、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

(2) 資金の運用及び管理において、運用基準等に基づき、安全かつ安定的な運用を図る。

#### **V その他業務運営に関する重要事項**

##### **1 長期的視野に立った施設整備・管理の実施**

施設の運営に当たっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、新国立競技場等の施設整備を推進する。

また、利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、障がい者等の利便性の向上を図るよう努める。

さらに、管理運営においては、維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。

新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」(※)に基づき、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」に基づき、必要な財源を確保する。その際、「検証委員会報告」を踏まえて、必要な体制を整備する。

「新国立競技場の整備計画」において「大会後は(中略)民間事業への移行を図る」とされており、今後の政府における検討に参画し、所要の対応を行う。

(※)「新国立競技場の整備計画(抄)」

### 3. 工期

(1) 新国立競技場の完成が大会に確実に間に合うよう、工期の期限は、平成32年(2020年)4月末とする。また、国際オリンピック委員会(IOC)等の要請を踏まえ、同年1月末を工期短縮の目標とした技術提案を求め、工期を極力圧縮するものとする。

### 4. コストの上限

(1) 新国立競技場のスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費の合計額(施工前に先行実施する予定の関連工事を含む)は、上記2.及び3.を前提として、1,550億円以下とする。なお、賃金又は物価等の変動が生じた場合の工事請負代金額の取扱いについては、公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会作成)第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)に準ずるものとする。(2)上記(1)の工事費とは別途必要となる当該工事に係る設計・監理等の費用は、40億円以下とする。

## 2 人事に関する事項

総人件費の抑制に留意しつつ、質の高い業務運営を推進するため、研究・支援や施設運営等の多様な業務に必要な優れた人材の確保及び研修の実施等による資質向上を図る。

特に新国立競技場の整備を着実に推進するため、適切な権限と責任を有するプロジェクト・マネージャーを配置し事業全体を統括させるとともに、これを支える外部専門人材を配置するなど必要な体制を整備する。